

日行連発第 130 号
令和 2 年 5 月 11 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

中小企業庁からの要請（「持続化給付金」の電子申請が
困難な者への申請サポートのお願い）について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中小企業庁より 5 月 8 日付・事務連絡「「持続化給付金」の電子申請が困難な者への申請サポートのお願い」のとおり、協力要請がございました。

については、下記の資料等を添付しますので、会員への周知をお願いします。

なお、各単位会におかれましても、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者及び国民に対するサポートとして無料電話相談窓口の設置等、引続きのご協力をお願い申し上げます。

記

1 添付資料

- (1) 「持続化給付金」の電子申請が困難な者への申請サポートのお願い
- (2) 持続化給付金に関するお知らせ
- (3) 持続化給付金を装った詐欺にご注意ください

2 参考ホームページ

持続化給付金 特設ページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

「持続化給付金」の事務局ホームページ（以下より電子申請が可能です。）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

3 その他

参考ホームページ等は日行連ホームページ及び会員専用サイトでも周知しております。

以上